

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	子どもの医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

近江八幡市は、子どもの医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

近江八幡市長

公表日

平成29年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どもの医療費助成に関する事務
②事務の概要	近江八幡市子ども医療費助成条例による子どもに係る医療費助成に関する事務
③システムの名称	公費システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例第4条第1項及び別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号条例第4条第2項及び別表第2の3の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	近江八幡市市民部保険年金課
②所属長	保険年金課長 大林 一裕
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 電話 0748-36-5558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部保険年金課 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 電話 0748-36-5501

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる